

令和4年度国民健康保険料率算定の考え方について

1 国民健康保険料率の算定について

国民健康保険料率は、平成30年度の制度改革(広域化)により、東京都が「国民健康保険事業費納付金・標準保険料率」を算定し、区は東京都が算定した納付金を納付するとともに、標準保険料率を参考に保険料率を決定する仕組みに変わった。

このたび、東京都から「令和4年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率」が示されたので、中野区の保険料率算定の考え方を報告する。

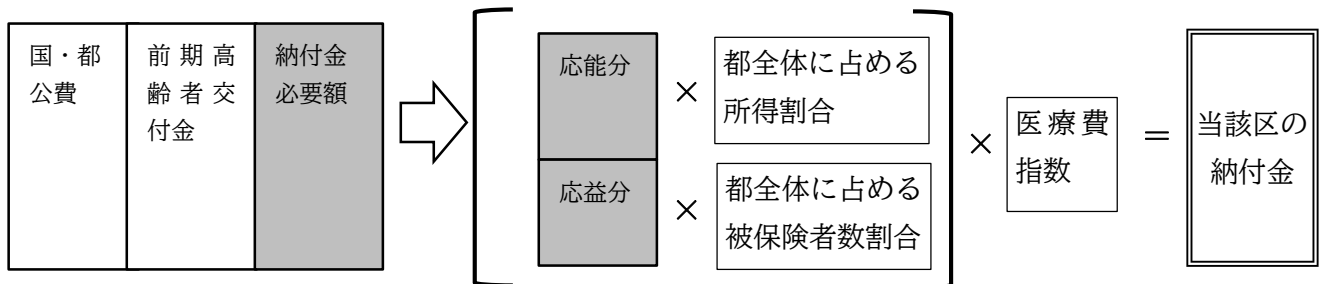
(1) 国民健康保険事業費納付金の算定方法(按分の方法)

区市町村の納付金算定に当たっては、都全体の医療給付費等の見込み額から国庫負担金等の見込み額を差し引き、都全体で必要となる納付金の総額を算出し、区市町村の医療費水準及び被保険者の所得水準に応じて納付金を按分する。

《イメージ》

都全体の納付金必要額

区ごとの納付金算定方法



2 令和4年度国民健康保険事業費納付金

(1) 納付金額の比較(中野区)

(単位:円)

	医療分(基礎分)	支援金分	介護分	合計
令和3年度	7,486,162,605	2,606,529,740	1,147,385,287	11,240,077,632
令和4年度	7,995,602,094	2,452,531,390	1,144,659,907	11,592,793,391
前年度比	509,439,489	△153,998,350	△2,725,380	352,715,759
	106.8%	94.1%	99.8%	103.1%

(2) 被保険者数の比較

	一般被保険者数	うち2号被保険者数 (40歳～64歳)
令和3年度	76,220人	26,306人
令和4年度	71,736人	26,973人
前年度比	△4,484人 (94.1%)	667人 (102.5%)

3 令和3年度保険料率と令和4年度標準保険料率の比較

(1) 保険料率の比較

	医療分(基礎分)		支援金分		介護分		合計	
	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)
令和3年度 保険料率	7.13	36,600	2.41	12,000	2.18	18,600	11.72	67,200
令和4年度 標準保険料率	8.45	49,814	2.65	15,129	2.64	19,145	13.74	84,088
差	1.32	13,214	0.24	3,129	0.46	545	2.02	16,888

(2) 1人当たり保険料の比較

(単位：円)

	医療分(基礎分)	支援金分	介護分	合計
令和3年度 保険料	91,310	30,187	39,480	160,977
令和4年度 標準保険料	116,686	35,577	44,543	196,806
差	25,376	5,390	5,063	35,829

4 中野区の令和4年度保険料率算定における基本的な考え方

東京都が算定した令和4年度標準保険料率と中野区の令和3年度の保険料率には、所得割で2.02%、均等割額で16,888円、一人当たり保険料は35,829円の乖離がある。中野区では前年度同様、低所得者及び多子世帯の保険料負担に配慮するとともに、保険料が急激に増加しないよう、激変緩和措置を講じながら、段階的に決算補填等目的の法定外繰入金の削減に向けた取組を進める。(【別添資料】国保財政健全化計画のとおり)

また、国の制度に基づき、令和4年度から開始される未就学児の均等割保険料5割軽減についても適用する。

なお、後述する令和4年度の激変緩和措置の特例的な措置に伴う財政健全化計画の見直しについては、今後の新型コロナウイルス感染症の影響が不確実なため、令和5年度以降検討していく。

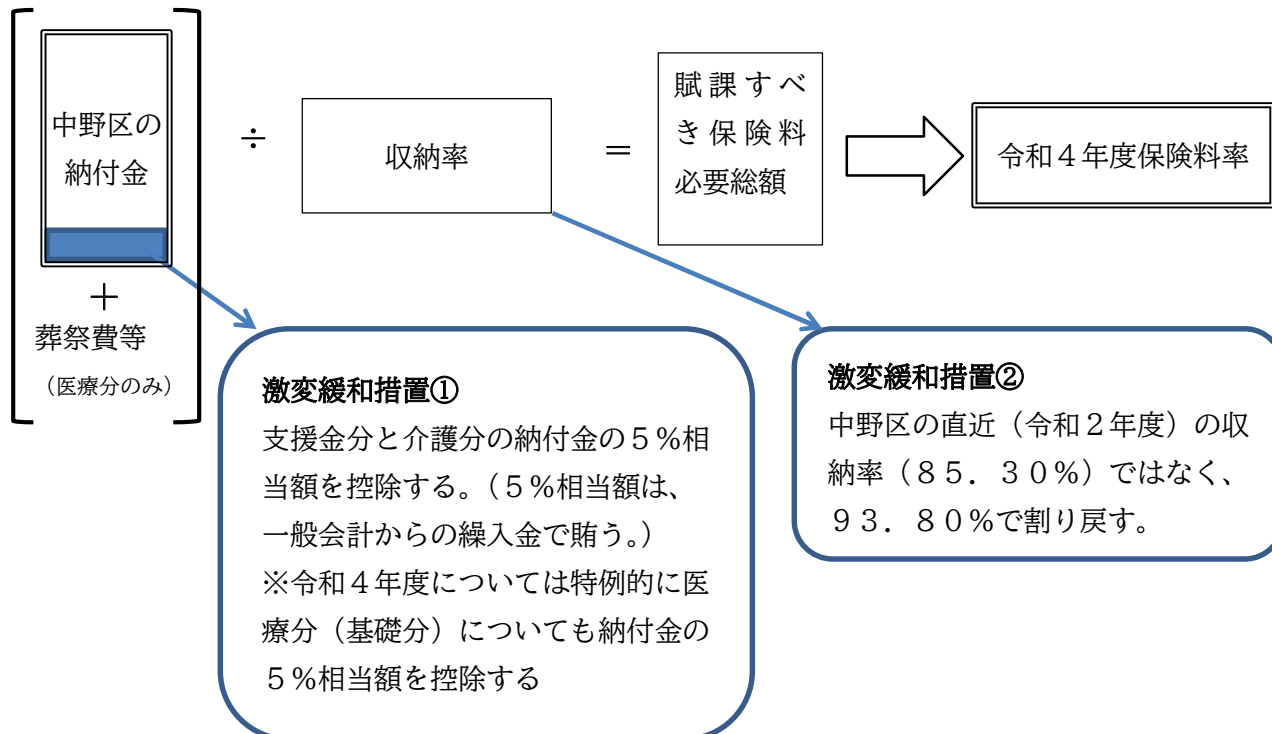
(1) 激変緩和措置①

令和4年度の賦課総額の算出に当たっては、財政健全化計画どおり、支援金分及び介護分の国保事業費納付金の5%相当額を控除する。

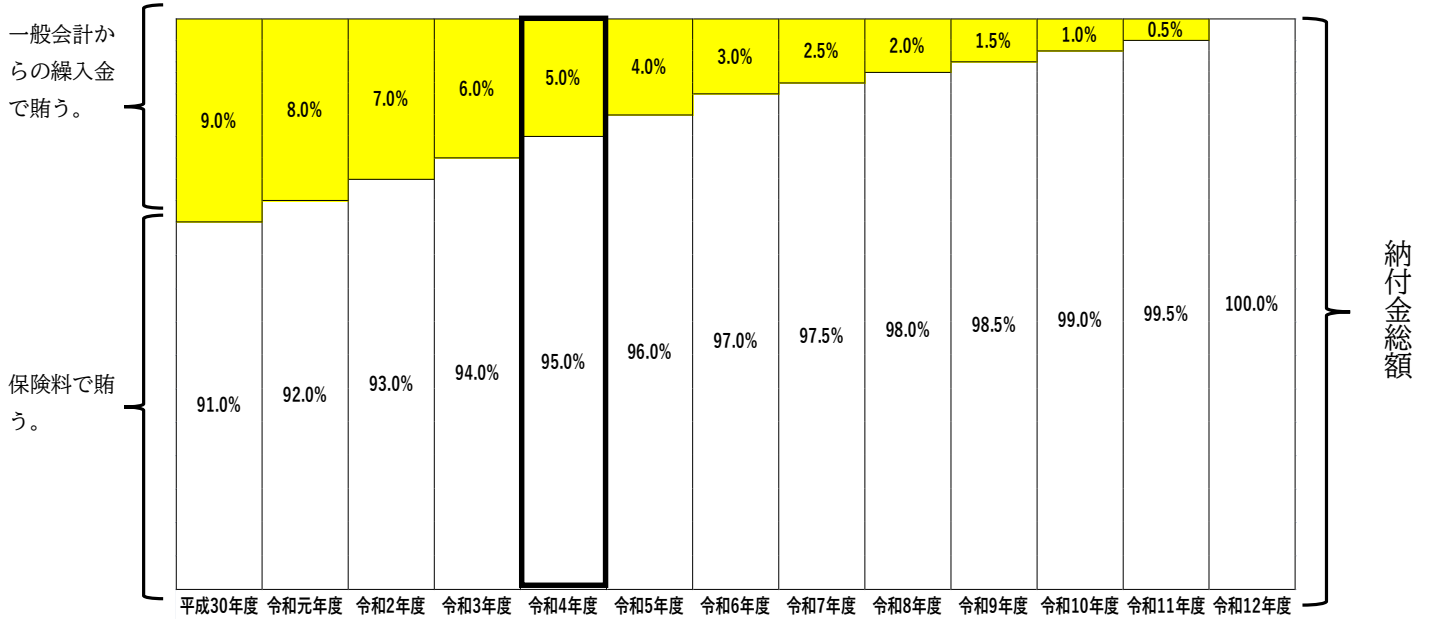
また、令和4年度は特例的に、1人当たりの医療給付費の増により、納付金額の医療分（基礎分）が前年度比509,439,489円増えている。それをもとに中野区保険料を算出すると、1人当たりの保険料算定額が前年度比14,328円増と大幅な増となってしまったため、令和4年度は特例的に、医療分（基礎分）についても国保事業費納付金の5%相当額を控除することとする。

(2) 激変緩和措置②

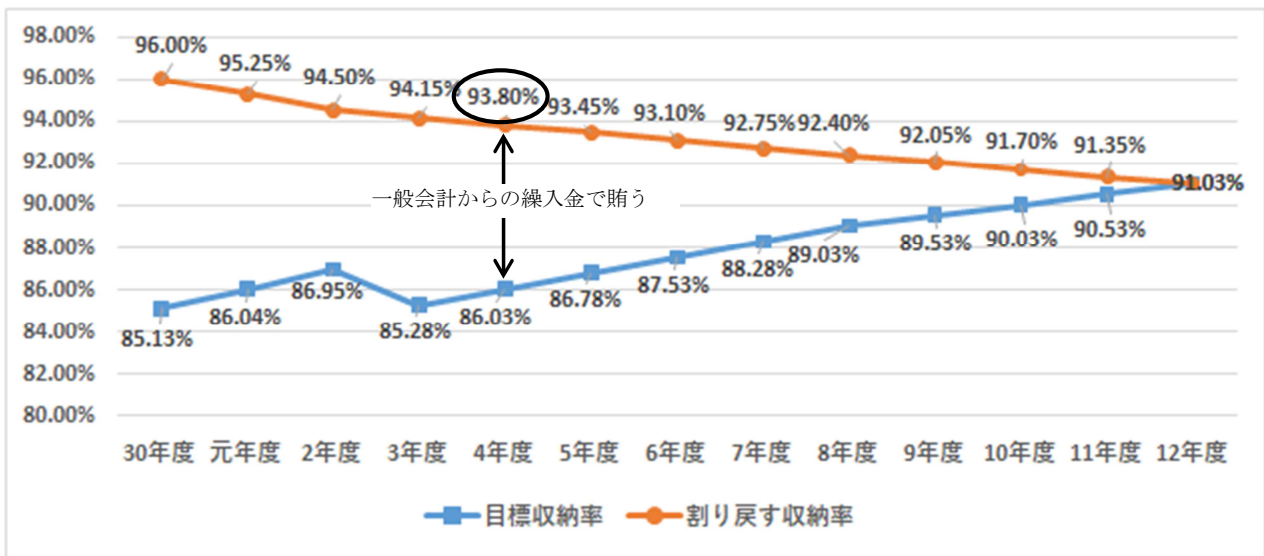
標準保険料率の算定に当たっては、納付金総額等を標準的な収納率（直近の収納率85.30%）で割り戻しているが、保険料の急激な上昇を抑えるため、93.80%で割り戻すこととする。



<激変緩和措置①のイメージ>



<激変緩和措置②のイメージ>



収納率の向上を図りながら、割り戻す収納率を目標収納率に近づけていく。

5 一人当たり保険料

(単位：円)

	医療分(基礎分)	支援金分	介護分	合計
令和3年度	91,310	30,187	39,480	160,977
令和4年度案	100,170	30,531	38,662	169,363
前年度比	8,860 (109.7%)	344 (101.1%)	△818 (97.9%)	8,386 (105.2%)

6 モデル世帯別の保険料の前年度比較

(単位：円)

(1) 年金収入（65歳以上）1人世帯（医療分（基礎分）＋支援金分）

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
①令和3年度	14,580	83,718	188,838	267,542	347,678	428,768	509,858
②令和4年度案	15,750	88,718	198,618	280,623	364,119	448,609	533,099
差(②-①)	1,170	5,000	9,780	13,081	16,441	19,841	23,241

(2) 年金収入（65歳以上）2人世帯（医療分（基礎分）＋支援金分）

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
①令和3年度	29,160	93,438	237,438	316,142	396,278	477,368	558,458
②令和4年度案	31,500	99,218	251,118	333,123	416,619	501,109	585,599
差(②-①)	2,340	5,780	13,680	16,981	20,341	23,741	27,141

(3) 給与所得者（40歳）1人世帯（医療分（基礎分）＋支援金分＋介護分）

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
①令和3年度	35,944	171,508	253,548	340,276	434,036	527,796	626,244
②令和4年度案	37,522	177,979	262,749	352,363	449,243	546,123	647,847
差(②-①)	1,578	6,471	9,201	12,087	15,207	18,327	21,603

(4) 給与所得者 4人世帯（医療分（基礎分）＋支援金分＋介護分）

世帯主（40歳）＋配偶者（40歳・収入なし）＋子2人（5歳・1歳・収入なし）

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
①令和3年度	118,144	220,108	371,628	504,676	598,436	692,196	790,644
②令和4年度案	98,872	204,229	346,869	475,063	571,943	668,823	770,547
差(②-①)	△19,272	△15,879	△24,759	△29,613	△26,493	△23,373	△20,097

(5) 給与所得者 4人世帯（医療分（基礎分）＋支援金分＋介護分）

世帯主（40歳）＋配偶者（40歳・収入なし）＋子2人（12歳・10歳・収入なし）

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
①令和3年度	118,144	220,108	371,628	504,676	598,436	692,196	790,644
②令和4年度案	125,122	230,479	388,869	527,563	624,443	721,323	823,047
差(②-①)	6,978	10,371	17,241	22,887	26,007	29,127	32,403

※介護分は40～64歳の被保険者に適用される。

7 今後の予定

- 1月31日 「令和4年度国民健康保険料率算定の考え方」議会報告
- 2月3日 令和4年度保険料率について国民健康保険運営協議会より答申
- 3月 中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例、提案

別添資料

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和5年度まで6カ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	14	中野区

① 赤字 況の 発生 状	年度(赤字発生年度)	平成28年度				赤字の原因			
	法定外繰入金 ※1	2,470,616千円				赤字の原因 (1)保険料の収納率が低迷している。 (2)保険料負担緩和のため、国都からの公費を50%、保険料の賦課率を50%として設計している。 (3)保険料負担緩和のため、高額療養費の一部等を保険料賦課総額から除外している。			
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
	赤字額(合計)	2,470,616千円							
② 赤字 削減 計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	1. 予算ベースの令和3(2021)年度の赤字額: 1,321,538千円 2. 削減の目標年次: 令和17(2035)年度 3. 赤字削減の主要事項 (1)保険料率の段階的な引上げ (2)収納率の向上対策の取り組み (3)医療費適正化の取り組み				1. 保険料が急激に増加しないよう、激変緩和措置を図り、12年間を用途に段階的に縮小し、決算補填を目的とした法定外繰入の削減を図る。 (1)支援分・介護分の国保事業費納付金を平成30年度は9%減額する。令和元年度以降は減額する割合を1%、令和7年度以降は減額する割合を0.5%ずつ引き下げる。 (2)割り返す収納率を段階的に引き下げる。 2. 収納率を赤字削減の目標年次の令和17年度に92.78%とすることを目標とし、収納率向上対策に取り組む。 (1)口座振替の利用促進を進めつつ、新たな収納チャネルの導入を検討する。 (2)税務部門が保有する滞納処分情報を共有することで、一体的な滞納整理を進める。 (3)転出者への催告の強化を行う。 (4)多言語対応による制度周知を図る。 3. 医療費適正化の取り組みを行う。 (1)レセプト点検や医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知を実施する。 (2)データヘルス計画に基づく糖尿病予防重症化対策事業や特定健診・保健指導の受診率向上事業を実施する。				
	年度別の 赤字削減 予定額 (率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		法定外繰入の削減予定額(率)	0 千円(%)	200,974 千円(%)	198,911 千円(%)	66,347 千円(%)	144,567 千円(%)	147,450 千円(%)	758,249 千円(%)
繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)		0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	
合計 赤字削減予定額(率)	0 千円(%)	200,974 千円(%)	198,911 千円(%)	66,347 千円(%)	144,567 千円(%)	147,450 千円(%)	758,249 千円(%)		

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。

※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。

※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。